平成３０年（フ）第７４号
新潟市東区石山団地９番16―301号
債務者　奥田　　榮
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７５号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目11番27号、前住所大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番35号
債務者　津田　政人
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４８９号
大阪市西成区聖天下２丁目３番９号大園ハイツ103
債務者　廣岡　義治
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　直愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７号
岡山県津山市上高倉1212番地４
債務者　神田　孝一
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第３３号
福岡市中央区小笹３丁目11番27―405号
債務者　谷本　　晃
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５号
大分県日田市大字石井1288番地31
債務者　橋本　将一
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第７６６号
広島市東区光が丘２番11―101号　コープ野村光が丘
債務者　安藤美登里
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　知彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６号
広島市安佐南区八木７丁目11番10号
債務者　みやびのクリーンこと　柳田　雅彦
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　祐司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６５５号
大阪府豊中市刀根山４丁目３番23―207号
債務者　金田こと　金　　基次
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺廣　映輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６５６号
大阪府豊中市刀根山４丁目３番23―207号
債務者　中山　淳子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺廣　映輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番13―605号
債務者　天谷　　亨
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉野　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７９号
群馬県伊勢崎市稲荷町525―１　スマイリングホームメディス伊勢崎、住民票上の住所東京都練馬区豊玉北１丁目22番１―202号
債務者　立花美智子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入澤　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３３３号
群馬県吾妻郡中之条町大字五反田3538番地１
債務者　浦野　露美（旧姓南）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２５号
群馬県前橋市山王町１丁目32番地３
債務者　角田　敏夫
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６２号
愛媛県松山市和泉南４丁目２番11号
債務者　渡部久美子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加地　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２２号
埼玉県三郷市谷口152番地　トロワボア303号
債務者　野尻　　卓
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第９５号
埼玉県八潮市緑町３丁目６番地９　エクレール草加東707号
債務者　岡田　好治
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係